

学校法人関東学院監事監査規程

(2007年10月25日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、監事が行う学校法人関東学院（以下「本法人」という。）の業務及び財産の状況の監査について定める。

(監事の職務)

第2条 監事は、私立学校法及び本法人寄附行為第8条に定める職務を行う。

- 2 監事は、本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2カ月以内に理事会及び評議員会に提出するものとする。
- 3 監事は、監査上の重要性・適時性その他必要な要素を考慮して年度の初めに監査方針を立て、適切に調査対象及び方法を選定し監査計画を策定するものとする。
- 4 監事は、前項の規定に基づき策定した監査計画を、理事長、理事会、内部監査室及び会計監査法人等の関係機関に示すものとする。

(監事の権限)

第3条 監事は、寄附行為第8条第一項の規定に基づいて、理事会及び評議員会に出席し、本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況その他経営全般にわたり監査の観点から意見を述べるほか、常任理事会その他必要と判断した会議等に出席し、業務監査の観点から意見を述べることができる。

2 監事は、職務執行に必要と認めるときは、以下の文書類を閲覧することができる。

- (1) 理事会その他の会議等の議事録等
- (2) 稟議書等の学院内公式文書及び重要な報告書等
- (3) 業務指示書及び各種通知文書
- (4) 会計に関する帳簿及び関連書類
- (5) その他職務執行に必要と認める書類

3 監事は、その職務執行のために必要と認める事項について、本法人の理事及び教職員に対し、説明を求め又は書類の提出を求めることができる。

第3条の2 監事が業務執行等につき不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実を、発見した場合には、監事は理事長に理事会又は評議員会の招集を請求することができる。

2 前項前段に定める場合又はそのおそれがある場合において、当該行為によって本法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、監事は当該理事に対し当該行為をやめることを請求することができる。

(業務監査)

第4条 監事は、本法人の業務が法令、寄附行為等を遵守し、適正に執行されているかどうかを検証するため、監査を実施する。

2 監事は、業務監査として、前項に規定する内容に加えて、以下の視点から理事会が定める経営内容について監査を実施する。

- (1) 建学の精神及び理念又は社会の要請に適合していること。
- (2) 事業計画及び中・長期計画等に適合していること。

3 監事は、業務監査として、前2項に規定する内容に加えて、以下の視点から業務執行内容について監査を実施する。

- (1) 業務執行が、経営方針に準拠していること。
- (2) 情報公開が、適切に推進されていること。
- (3) 本法人の内部統制に不備がないこと。
- (4) 教育研究活動が、適切に行われていること。

(会計監査)

第5条 監事は、会計業務が学校法人会計基準及び本法人経理規程に準拠して執行されているかどうかを検証するため、会計監査を実施する。

2 監事は、前項に規定する内容に加えて、期末の財政状態並びに予算管理を含めた資金収支及び消費収支の妥当性の視点から、会計監査を実施する。

3 監事は、財産の状況についての監査を効率的に行うため、独立監査人と協同してこれを行うものとする。

(常勤監事)

第6条 監事の中から理事長の推薦を受け、理事会により選任された1人を、常勤監事とすることが

できる。

2 常勤監事は、以下の事項について他の監事と協議のうえ主導して行い、監査報告書を作成する。

- (1) 監査方針の策定
- (2) 監査計画の策定
- (3) 監査方法の決定
- (4) 監査業務の分担
- (5) その他監査を実施するにあたり必要な事項

3 常勤監事が選任されない場合には、前項の項目につき監事間で協議決定し、監査報告書を作成する。

(監事間の連携)

第7条 監事は、監事相互間で密接な連携を保ち、情報交換を行い、効率的な監査を実施しなければならない。

(内部監査室との連携)

第8条 監事は、必要に応じて、内部監査の監査内容及び本法人業務の改善について内部監査室と連携を図る。

(意見の提出)

第9条 監事は、監査の結果に基づき、以下のいずれかの場合は、理事長に対して助言または勧告等を行わなければならない。

- (1) 本法人に著しい損害又は重大な事故を招くおそれがある事実を認めたとき。
- (2) 本法人の業務又は財産に関して、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実となり得る事項があると判断したとき。

(監事の義務)

第10条 監事は、本法人の関係者及び社会の負託と要請に応えなければならない。

2 監事は、職務の遂行上知り得た情報を、他の監事と共有するよう努めなければならない。

3 監事は、職務の遂行上知り得た情報を、退任後においても第三者に漏らしてはならない。

(費用等の請求)

第11条 監事がその職務の執行について本法人に対して次に掲げる請求をしたときは、本法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

- (1) 費用の前払の請求
- (2) 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
- (3) 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の提供）の請求

(規程外事項等)

第12条 この規程の解釈に疑義が生じた場合は、理事会の議により理事長が定める。

(事務局)

第13条 この規程に関する事務の所管は、法人事務局総務課とする。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成19年10月25日から施行する。

附 則

この規程は、2017年2月23日に改正し、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年11月14日に改正し、2020年4月1日から施行する。